

事例から学ぶ

## 介護事業者の事故対応

## 転倒入院、その後持病の悪化で死亡次女から賠償請求

－キーパーソン以外の家族も登場する－

## ■長女は理解してくれたが・・・

Kさん(83歳男性)は特養入所の要介護4の認知症の重い利用者で、徘徊やBPSDなどで手がかりです。キーパーソンの長女は穏やかな性格で、施設に対して感謝の言葉を欠かしません。ある時、Kさんが椅子から立ち上がりバランスを崩し、近くにいた職員が手を貸しましたが転倒して骨折してしまいました。キーパーソンの長女は入院費などの事故に関わる出費についてなど賠償請求をしませんでした。

ところが、2カ月後にKさんは入院先の病院で、持病が悪化して亡くなってしまい、後日、長女は「長い間お世話になりました」と施設に挨拶に見えました。

その翌日にKさんの次女から電話が入り、「そちらが起こした事故の治療費が全て父の預金から支払われているのはおかしい、そちらが支払うべきではないのか？」と連絡がありました。相談員が「転倒事故については、お姉さまに説明させていただきましたが、その後治療費などの請求がなかったので、ご負担いただきました」と説明しました。しかし、次女は「姉はお人好しなだけ。私が全て請求します。」と言われ、後日賠償請求の書面が送られてきました。

## 事故後に賠償責任について説明しないとトラブルに

## ■キーパーソンは利用者の代理人ではない

通常施設入所者に関しては、キーパーソンの家族が本人の代理人の役割を果たしています。認知症のある利用者であれば、本人の意思表示に効力がないため、家族が意思を代弁することになります。しかし、キーパーソンの家族は成年後見人でも、他の兄弟から正式な委任を受けている代理人でもありません。

本人が亡くなった時、相続財産を巡る兄弟間の協議で、生前本人の生活資金を管理していたキーパーソンの家族が、その用途を問題にされることがあります。遺産相続権を持つ兄弟が、生前の資金用途で不適切な出費を見つければ、相続財産保全のため取り戻そうとすることも考えられます。



## ■遺族であれば賠償請求権を相続できる

上記の事例では、施設が長女に対して損害賠償請求権の有無について説明していませんし、長女も損害賠償請求権を放棄するという意思表示をしていません。そのため、遺産相続権を持っている次女が本来過失責任があると考えられる施設が治療費を支払うべきと考え、損害賠償の請求をすることは何の問題もないのです。施設は事故が起きた時、キーパーソンの家族が治療費などを請求してこなければ「家族に負担してもらえた」と考えていても、後日他の家族から請求されることもあるのです。施設は事故の損害に対する賠償責任の説明をもっといねいにしなければなりません。賠償請求権は放棄しない限り、事故を知った日から10年間賠償請求が可能です。

## ■施設の勧めで購入した車椅子が問題になったことも

事故だけではなくありません。本人が亡くなった後に本人に関連する過去の出費について、遺族からクレームになった事例もあります。身体の障害が重度の利用者の家族にお願いして、高価なリクライニング車椅子を購入してもらいましたが、本人が亡くなった後にキーパーソン以外の家族から「車椅子は施設が買うべきもので利用者に負担させるのはおかしい」とクレームになりました。施設では「キーパーソンの家族が自らの意思で購入してくれた」と説明しましたが、キーパーソンの家族は「重度な利用者の車椅子は特別なので家族が購入するもの」と思い込んでいたため、購入をしたと答えました。家族への説明や意思確認をいねいにしておかないと、後日大きなトラブルになるケースもあるのです。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
マーケット開発部市場開発室  
担当 堀江・窪田  
TEL 050-3462-6444

担当課・支社 代理店